（防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令の一部改正）

第二条　防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「（防衛大臣の定める職員を除く。）」を削り、同条中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号中「第四十四条の三第一項」を「第四十四条の七第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　自衛隊法第四十四条の五第一項から第四項までの規定により同法第四十四条の二第一項に規定する異動期間を延長された同項に規定する管理監督職を占める職員

（防衛省の職員の自己啓発等休業に関する政令の一部改正）

第三条　防衛省の職員の自己啓発等休業に関する政令（平成十九年政令第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の三第一項」を「第四十四条の七第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の五第一項から第四項までの規定により同法第四十四条の二第一項に規定する異動期間を延長された同項に規定する管理監督職を占める職員

（防衛省の職員の配偶者同行休業に関する政令の一部改正）

第四条　防衛省の職員の配偶者同行休業に関する政令（平成二十六年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「（防衛大臣の定める職員を除く。）」を削り、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号中「（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の三第一項」を「第四十四条の七第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の五第一項から第四項までの規定により同法第四十四条の二第一項に規定する異動期間を延長された同項に規定する管理監督職を占める職員

（令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第五条　令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（令和元年政令第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第九号及び第十号を削り、第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「第四十四条の三第一項」を「第四十四条の七第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　自衛隊法第四十四条の五第一項から第四項までの規定により同法第四十四条の二第一項に規定する異動期間を延長された同項に規定する管理監督職を占める職員

（令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第六条　令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（令和四年政令第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七条中第九号を削り、第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号中「第四十四条の三第一項」を「第四十四条の七第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　自衛隊法第四十四条の五第一項から第四項までの規定により同法第四十四条の二第一項に規定する異動期間を延長された同項に規定する管理監督職を占める職員

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

農林水産大臣　野村　哲郎
経済産業大臣　西村　康稔
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
防衛大臣　浜田　靖一
内閣総理大臣　岸田　文雄

府　令

○内閣府令第十三号

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第七十二号）の一部の施行及び特定商取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）第三条第三項及び第四項、第五条第二号、第十条第一項第六号、第十一条第一項第六号、第二十二条並びに第二十九条並びに預託等取引に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百四十号）第三条第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、預託等取引に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年二月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

預託等取引に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（預託等取引契約の締結時等の書面の交付）	（預託等取引契約の締結時等の書面の交付）
第三条　［略］	**第三条**　［同上］
2　法第三条第二項の規定により交付する書面に記載する同項第五号に掲げる事項については、次に掲げる内容を記載しなければならない。	2　法第三条第二項の規定により交付する書面に記載する同項第五号に掲げる事項については、次に掲げる内容を記載しなければならない。
一　法第三条第二項の書面を受領した日から起算して十四日を経過するまでの間は、預託者は、書面又は電磁的記録（電	一　法第三条第二項の書面を受領した日から起算して十四日を経過するまでの間は、預託者は、書面又は電磁的記録（電